

館林都市計画区域区分の変更（群馬県決定）

館林都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる

年 次		平成 2 7 年 (基準年)	令和 7 年 (基準年の 10 年後)
区 分			
都 市 計 画 区 域 内 人 口		476.8 千人	おおむね 451.0 千人
市 街 化 区 域 内 人 口		334.3 千人	※ 1 おおむね 317.8 千人
配 分 す る 人 口		—	おおむね 319.2 千人
保 留 す る 人 口		—	0.0 千人
(特定保留)		—	0.0 千人
(一般保留)		—	0.0 千人

※ 1 令和 7 年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口は想定されていない。

理 由 書

本地区は、都市計画区域マスタープランにおける産業拠点であるとともに、館林市都市計画マスタープランでは、新たな企業誘致等に対応するため、機能の向上やエリアの拡大を検討する区域として位置付けられている。また、館林北部工業団地の隣接地として、既存インフラの活用など優れた操業環境が見込める区域である。

現在、館林市には、進出意向のある企業から工業用地の引き合いが寄せられているが、市内の既存工業団地はすべて分譲済みであるため対応できない状況となっている。

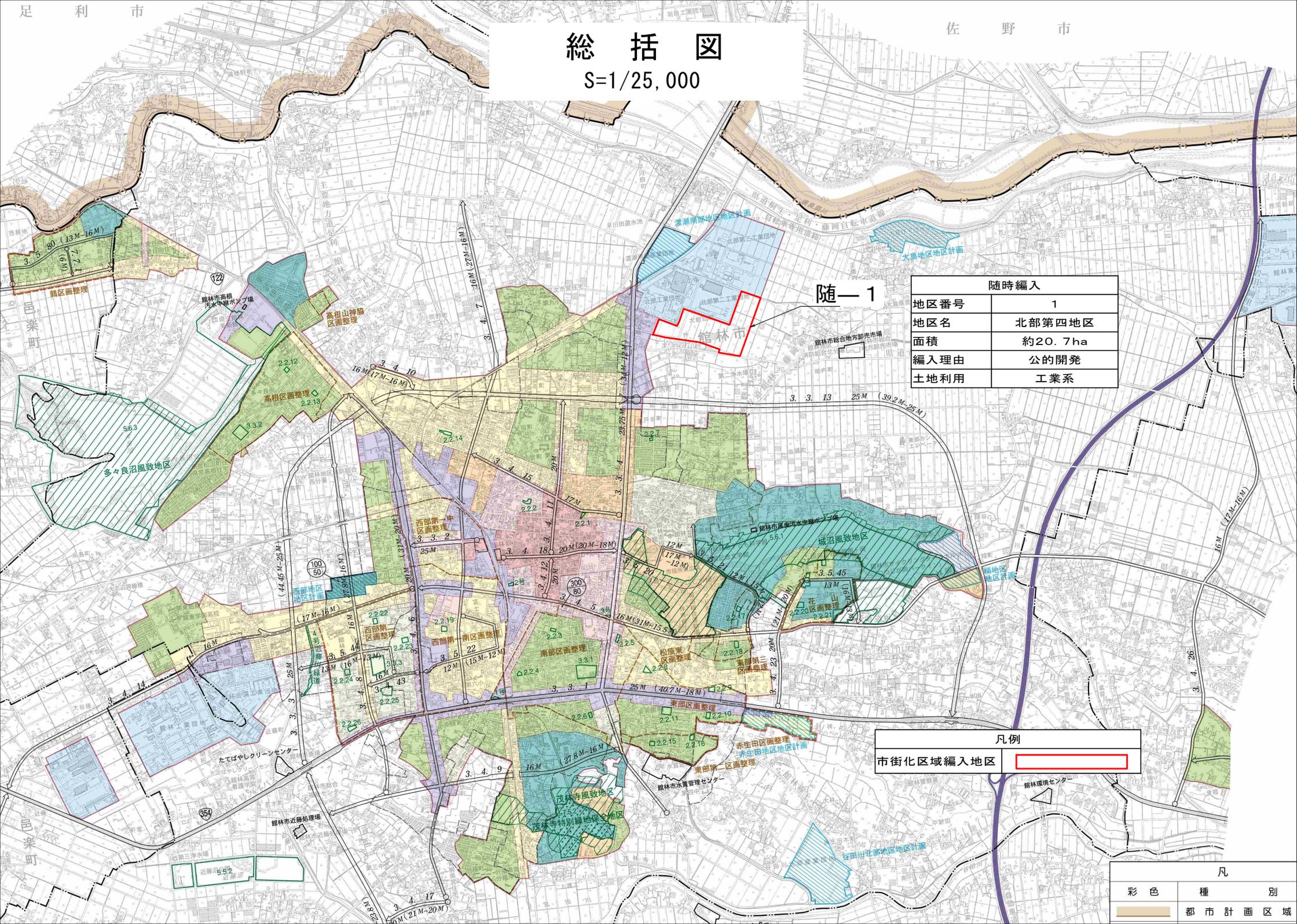
そのため、今回、群馬県企業局による工業団地造成事業の実施が確実となったことを受け、おおむね10年以内に優先的、かつ、計画的に市街化を図るべき地区として市街化区域に編入するものである。

なお、館林市は本地区を含め市域の大半が浸水想定区域（想定最大規模）であるため、館林市強靱化計画に基づき、ソフト・ハード対策を適切に組み合わせた総合的な対策を講じていく。

○館林北部第四地区：面積約 20.7ha

総 括 図

S=1/25,000



随一1

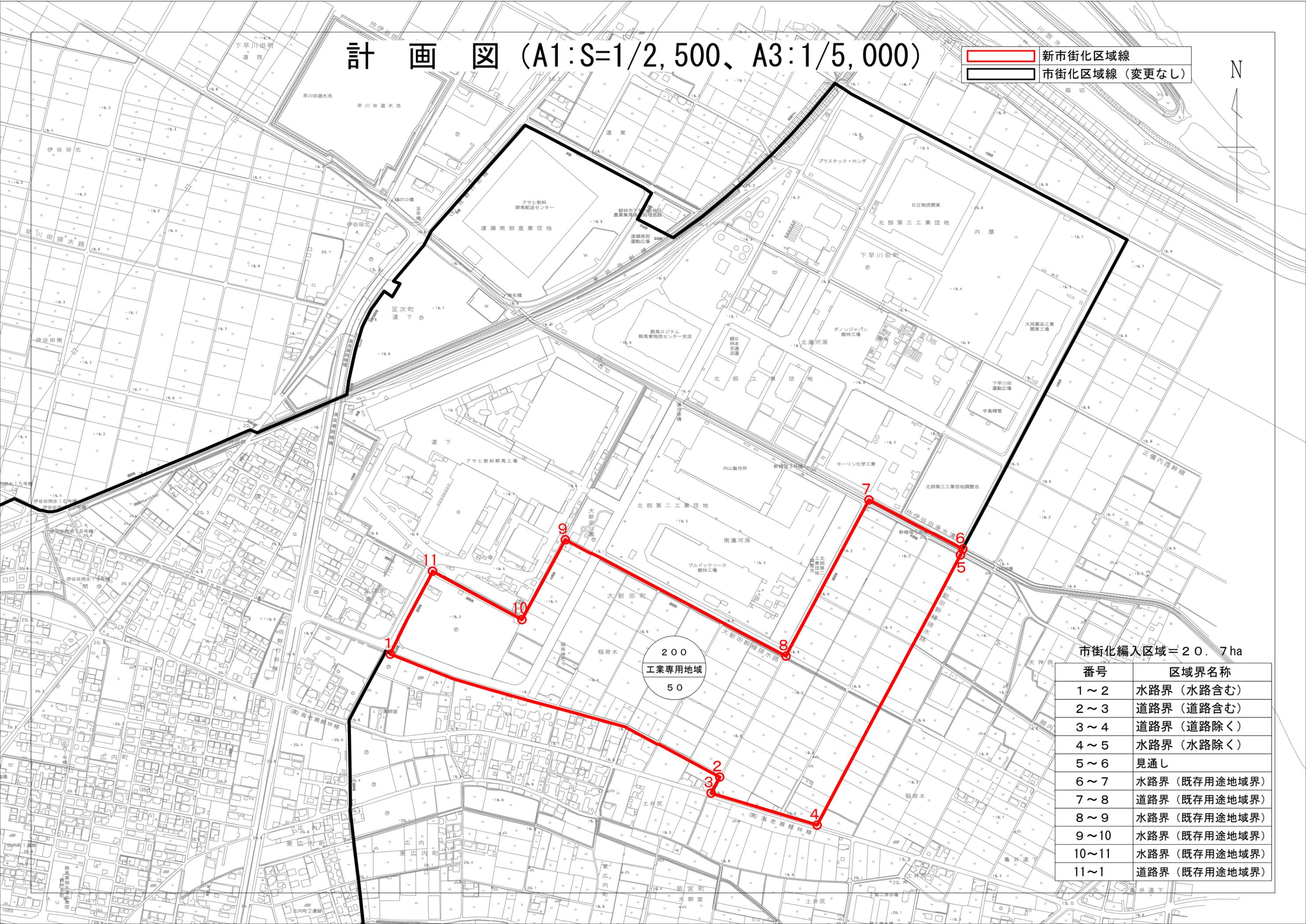
随時編入	
地区番号	1
地区名	北部第四地区
面積	約20.7ha
編入理由	公的開発
土地利用	工業系

凡例	
市街化区域編入地区	

凡	
彩色	種 別
	都市計画区域

計画図 (A1:S=1/2, 500、A3:1/5, 000)

新市街化区域線
 市街化区域線 (変更なし)



市街化編入区域 = 20.7ha

番号	区域界名称
1~2	水路界 (水路含む)
2~3	道路界 (道路含む)
3~4	道路界 (道路除く)
4~5	水路界 (水路除く)
5~6	見通し
6~7	水路界 (既存用途地域界)
7~8	道路界 (既存用途地域界)
8~9	水路界 (既存用途地域界)
9~10	水路界 (既存用途地域界)
10~11	水路界 (既存用途地域界)
11~1	道路界 (既存用途地域界)